　　　郡山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

平成28年３月30日

郡山市規則第60号

（趣旨）

第１条　この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。

以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第８号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下「省令」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付等）

第２条　省令第11条の規定に基づき軽微な変更（建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更に限る。以下同じ。）に該当していることを証する書面の交付を市長に求める者は、軽微変更該当証明申請書（第１号様式）により市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請に必要とする図書は、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に省令第１条第１項に規定する図書を添えたもの及び建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合判定に要した書類（軽微な変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合判定を所管行政庁において受けた場合は、同項に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）とする。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、提出された申請書及び図書のみによっては審査することが困難であると認めるときは、同項に規定する図書のほか、審査上特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

４　市長は、第１項の規定による申請が軽微な変更に該当すると認めたときは、軽微変更該当証明書（第２号様式）に申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に交付するものとする。

（届出等に添付する図書）

第３条　省令第12条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、省令第１条第１項の表（い）の項に掲げる図書（同令第12条第１項に規定する書類を除く。）のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第５条第１項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により法第２条第３号に規定する基準に適合する建築物と認められた場合　住宅品質確保法第５条第１項の住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）別表１の断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級４又は５に適合しているものに限る。）の写し

(2) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会により法第２条第３号に規定する基準に適合する建築物と認められた場合　一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る（住宅（共同住宅にあっては各住戸）にあっては、これに加えて、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第２項イ(1)又は(2)に適合しているものに限る。）。）の写し

（認定申請書に添付する図書）

第４条　省令第23条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法第15条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により法第35条第１項各号に掲げる基準に適合する建築物と認められた場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関が発行する適合証

(2)登録住宅性能評価機関により法第35条第１項各号に掲げる基準に適合する建築物と認められた場合　登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書（表示基準別表１の断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級５に適合している場合に限る（法の施行の際現に存する建築物については、表示基準別表２－１の一次エネルギー消費量等級４又は等級５に適合している場合に限る。）。）の写し

２　省令第23条第３項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

　(1) 前項第１号に規定する適合証を添えた場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要とした図書

　(2) 前項第２号に規定する住宅性能評価書の写しを添えた場合　登録住宅性能評価機関が表示基準別表１の断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級５（法の施行の際現に存する建築物については、表示基準別表２―１の一次エネルギー消費量等級４又は等級５）に適合していることを確認するために必要とした図書

３　省令第30条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応

じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により法第41条第２項の基準に適合する建築物と認められた場合　登録建築物エネルギー消費性能判定機関が発行する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関により法第41条第２項の基準に適合する建築物と認められた場合　登録住宅性能評価機関が発行する品確法第６条第３項の建設住宅性能評価書（表示基準別表１の断熱等性能等級４及び一次エネルギー消費量等級４又は等級５に適合している場合に限る（法の施行の際現に存する建築物については、表示基準別表２－１の一次エネルギー消費量等級３、等級４又は等級５に適合している場合に限る。）。）の写し

(3) 法第12条第６項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第５項、第７条の２第５項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下これらを「検査済証」という。）の交付を受けている場合　適合判定通知書の写し及び検査済証の写し

(4) 省令第25条第２項に規定する通知書（以下「計画認定通知書」という。）及び検査済証の交付を受けている場合　計画認定通知書の写し及び検査済証の写し

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第２項に規定する通知書（以下「低炭素計画認定通知書」という。）及び検査済証の交付を受けている場合　低炭素計画認定通知書の写し及び検査済証の写し

４　省令第30条第３項の所管行政庁が不要と認める図書は、省令第１条第１項の表に掲げる図書（同表（い）の項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び床面求積図を除く。）とする。

５　第１項及び第３項の規定にかかわらず、市長は、提出された申請書及び図書のみによっては審査することが困難であると認めるときには、第１項及び第３項に規定する図書のほか、審査上特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

（申請書等の提出部数）

第５条　省令第23条第１項及び第30条第１項に掲げる申請書の提出部数は、正本２通（前条第１項各号に定める書類のいずれか又は第３項各号に定める書類のいずれかが添付されているものについては、正本１通）及び副本１通とする。

２　法第35条第２項の規定に基づき提出する建築基準法第６条第１項の規定による確認の申請書の提出部数は、正本１通（同法第93条第１項の規定による消防長又は消防署長の同意を必要とする場合にあっては、２通）及び副本１通（同法第６条の３第１項又は第18条第４項に規定する構造計算適合性判定を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、同法第６条の３第７項若しくは第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写しに、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第３条の７第１項第１号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えたもの）とする。

（申請の取下げ）

第６条　法第34条第１項、法第36条第１項又は法第41条第１項の規定による申請をした者は、市長が当該認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　省令第11条の規定による申請をした者は、市長が証明書の交付をする前に当該申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（工事完了報告）

第７条　法第35条第１項の規定により認定を受けた者又は法第36条第２項において準用する法第35条第１項の規定による変更の認定を受けた者は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第５号様式）により市長に報告しなければならない。

（認定を受けた計画の取りやめ届）

第８条　法第35条第１項（法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出は、取りやめ届（第６号様式）により行わなければならない。

２　前項の申出には、省令第25条（省令第28条において準用する場合を含む。）に規定する通知書を添えるものとする。

　（届出等の取りやめ届）

第９条　法第19条第１項の規定に基づく届出又は法第20条第２項の規定に基づく通知に係る法第19条第１項各号に掲げる行為を取りやめる旨の申出は、取りやめ届（第７号様式）により行わなければならない。

２　前項の申出には、省令第12条（省令第14条において準用する場合も含む。）に規定する副本を添えるものとする。

（委任）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則(平成29年郡山市規則第30号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

　　　附　則（令和３年郡山市規則第５号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（第一面）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　軽微変更該当申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

郡山市長

　　　　　　　　　　　　　　　　申請書の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　設計者氏名

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第11条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

１　計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合判定

(1)適合判定通知書番号

(2)適合判定通知書交付年月日

(3)適合判定通知書交付者

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受 付 欄 | 検　査　欄 | 決　裁　欄 | 検査番号欄 |
| 年　　月　　日 |  |  | 年　　月　　日 |
| 第　　　　　　　号 | 第　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |

注　第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第２号様式（第２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　軽微変更該当証明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

建築主　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所管行政庁　郡山市長　　　　印

　下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に限る部分に限る。）の変更は、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微な変更に該当していることを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　申請年月日

２　建築場所

３　建築物又はその部分の概要

注　この証明書は、大切に保存しておいてください。

第３号様式（第６条関係）

　　　　　　　　　取下げ届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

　郡山市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者の住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 申請者の氏名又は名称 | |

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第　　条第　　項の規定に基づく認定の申請は、下記のとおり取り下げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　申請書提出年月日

２　敷地の地名地番

３　取下げ理由

第４号様式（第６条関係）

　　　　　　　　　取下げ届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

　郡山市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者の住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 申請者の氏名又は名称 | |

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく申請は、下記のとおり取り下げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　軽微変更該当申請書提出年月日

２　敷地の地名地番

３　取下げ理由

第５号様式（第７条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 工事完了報告書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　郡山市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定建築主　　住　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話  　下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を完了しましたので、郡山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第７条の規定により報告します。 | |
| 認定通知年月日番号 | 年　　月　　日　　　　　第　　　　　　　　　　　号 |
| 確認済証交付年月日番号 | 年　　月　　日　　　　　第　　　　　　　　　　　号 |
| 工事監理者の資格、  住所及び氏名 | 級建築士　　　　　　　　　登録第　　　　　　　　　　　号  　　級建築士事務所　　　　知事登録第　　　　　　　　　　　号 |
| 工事施工者の住所、  氏名又は名称 | 建設業の許可　　　　　　第　　　　　　　　　　　号 |
| 建築物の位置 |  |
| 工事完了年月日 | 年　　月　　日 |
| 工事中の軽微な設計変更の内容 |  |

（本欄には記入しないで下さい。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受 付 欄 | 検　査　欄 | 決　裁　欄 | 検査番号欄 |
| 年　　月　　日 |  |  | 年　　月　　日 |
| 第　　　　　　　号 | 第　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |

第６号様式（第８条関係）

　　　　　　　　取りやめ届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　郡山市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者の住所又は主  たる事務所の所在地 |  |
| 申請者の氏名又は名称 | |

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項による認定（法第36条第２項において準用する計画の変更の認定を受けている場合は、変更認定）を受けた計画については、下記のとおり取りやめるので申し出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　認定(変更認定)番号

２　認定(変更認定)年月日

３　敷地の地名地番

４　取りやめる年月日

５　取りやめる理由

第７号様式（第９条関係）

　　　　　　　　取りやめ届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　郡山市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出者（通知者）の住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 申請者の氏名又は名称 | |

　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第１項の規定に基づく届出又は同法第20条第２項の規定に基づく通知に係る計画を取りやめるので申し出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　取りやめる計画の届出

　　又は通知年月日

２　敷地の地名地番

３　取りやめる年月日

４　取りやめる理由